深谷 陽次郎 公認会計士·税理士

に家族信託を活用することで不動産取得税や登録免許税の負担を抑えられ

中でも個人で所有するアパートを資産保有会社に移転する

もっと詳しい話を聞きたいというお問い合わせをいただき

たアパート経営、

ともあり税金に関するトピックをご案内したところ、

くご紹介して参りました。

前回のコラムは、

所得税の確定申告直前というこ

資産保有会社を活用

にけでなく認知症対策にもなるとして近年注目を集めている家族信託につい

党の代替わりや相続において重要となる情報をご提供するほか

しんにちは

公認会計士、

税理士の深谷です。

このコラムでは、

アパ 相続対策

第28号

#### 家族信託のメリッ 30

てみてください。

をご覧いただき、

その金額と図1を比べ

が上がるため

例えば所得が500万で 所得税は所得に応じて税

れば、

330万円を超える部分に所得税

であるため、

生前贈与を気軽に行うことが

できます。

また、

贈与税を計算する際の資

ように登記が必要無く手続きが比較的容易

ことが容易なほか、

贈与に際して不動産の

きます。

株式は不動産と異なり細分化する

### 資産保有会社の ットと家族信託の 効果的な活用

か、

このため、

# ア トを会社で

らく確定申告を終えたタイミングだと思い ますので、 で保有するのがよいか検討することをお勧 率に関する最近の動向を踏まえて、 にある しました。 ートを個人で保有するのが良いか、 前回のコラムでは、所得税と法人税の税 『課税される所得金額⑩』 今年の所得税申告書の1枚目右 このコラムを読まれるのは恐 再度ア という

①経営のバトンタッチが行いやすい から以下のようなメリットがあります。 アパ ートの事業承継や相続の観点

·は毎年の税金負担の軽減だけではな

家族信託を活用した資産保有会社への移転がどのようなものか、 今回はアパートを資産保有会社で保有するメリットを整理する 保有するメリット

# アパート経営も通常の事業会社と同

移転することで、

オー

(i)については

トを資産保有会社に ナーの財産を不動産

てしまう、という2点をよくお聞きします

しか使わないためお金

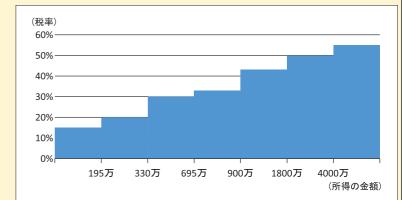
(相続財産)

が増え

から資産保有会社の株式に変えることがで

が認知症になった場合 者に委任することも可能ですが、 営ではそうはいきません。 代が行われますが、 社であれば、 グでの経営交代が重要となります。 守っていくためには、 じで、 為が正当な法律行為と見なされなくなって しまうことがあります 次の世代が経営を引き継いで財産を 社長を交代することで経営交 個人所有のアパート経 しかるべきタイミン 後継者の行った行 オーナーが後継 オー 事業会

所得の金額に対する所得税と住民税の税率



# ②相続税対策につなげやすい

や贈与税の問題がある。 として、 アパートオーナーの相続税に対する悩み ()生前贈与をしたいが登記の手間 前賃料収入を一部

といえます

さて、

アパートを会社で所有するメリッ

ることになります。 と住民税をあわせて

単純比較はできませ

%の税率が適用され

適用される税率が法人の実効税率

を上回っていれば検討の価値がある

る利益などにも連動するため、 するなど効率的な対策が可能です。 で赤字となった期に株数を多めに生前贈 の価値だけではなく、 直近の決算におけ (ii) につ

## 「満室をつくる」 というリフォー

保有する不動

産保有会社の株式評価額は、

年月が経ち、収益性が落ちてきたアパート・マンション を、収益性の高い物件へ甦らせる、常口アトムの再生 リフォーム(リノベーション)。設備を一新し、機能・性能 を高めることで「物件力」を上げる提案、そして賃貸 市場を知り尽くした常口アトムの「総合力」で、みなさま がお持ちの収益物件を、借り手に「選ばれる物件」へ とプロデュースします。



ここがちがう! 「常口アトムの再生リフォーム(リノベーション)」

#### 北海道No.1<sup>®</sup>の賃貸仲介・管理件数だから

借り手のニーズをリフォームに 反映できる!

#### 部分リフォームでは得られない

新しい機能と性能を持たせ 魅力ある物件にできる!

#### ご提案ができる! リフォームから仲介・管理まで

賃貸運営を トータルで支える総合力!

仲介店舗を全道に展開しているから

地域のあらゆる情報を踏まえた

※2015年1月5日全国賃貸住宅新聞社調べ。2014年8月11日全国賃貸住宅新聞社調べ

(ARRECTION TEL. 011-785-3002

札幌市東区北24条東16丁目1番1号 第4中田ビル2F e-mail reform@jogatom.co.jp ホームページ http://www.jogatom.co.jp/kikaku/reform/

実例

AFTER

ar. H

110

111



※ 当社リフォームのイメージです。

いては、

株式を後継者に贈与した後では

(利益)を留保す

ることが可能になります

に保険を解約して返戻金を工事費に充当す

ただし、

不動産に

土地の固定資産

図 2

第28号

オーナー

(委託者兼受益者)

信託受益権

ステップ1 信託の設定

信託する

## ③効率的な修繕積立の実施 ることができます 後継者の財産としてお金

後の残りの資金で積立をすることになりま 計画的な修繕やリフォームの実行が欠かせ (経費) た 積立は残念ながら経費として処理するこ へ向けの生命保険で積立金相当額を保険料 アパートの入居率を維持するためには として支出し、 しかしながら、 通常は税金を支払った 将来の修繕に向け 修繕を実施する際 法 享受することができます。

家族信託を用いたアパー の資産保有会社への移転

2

料収入などアパ とさらに良く分かります しておりますので、 9月の常口アトム住宅新聞第 賃貸アパ 家族信託の仕組みや用語については昨年 ―は自らを受益者に指名することで、 一トを家族信託する際に、 ―卜経営の果実を引き続き こちらをご覧いただく **等**でご紹介 賃

すので されないほか 動産の譲渡」 不動産を譲渡することと同様の目的を達成 受益権を資産保有会社に譲渡することで、 は第三者に譲渡することが可能です。 終了する場合には受益者に帰属することに することが可能です。 原則的には受益者のために使われ、 なります。 権と呼びます。 ではなく 登録免許税は信託受益権の (図2参照) 「受益権の譲渡」 一方で「不

を売却した場合、 によって管理されますが、 これらの権利を法的には信託受 そして、この信託受益権 売買代金は一旦、 この売買代金は 信託が 受託者 信託 あれば、 信託を設定するに際して、 て 1000円で済みます。

産税評価額に対して〇・4%の登録免許税 が必要となります。通常の不動産の譲渡 税評価額に対して0・3%、 土地に3%、 不動産取得税と登録免許税を併 建物の固定資

ので、 能ですが 手法はローンが残っている物件でも対応可 約 %の1の負担と言えます。この 金融機関の協力が必要となり 建物に5%がかかります

ビルの取引でも使っていますが、 下の点に留意が必要です。 不動産を信託受益権化して取引する手法 不動産会社やファンドが百億円単位の

譲渡に伴う受益者の変更として1件につき

は

また、

アパ

### ご家族 (受託者)

ステップ2 法人への移転



土地・建物 (信託財産)

オーナー (委託者)

ご家族

(受託者)

土地・建物

(信託財産)



信託受益権 を譲渡

> 資産保有会社 (受益者)

信託受益権

サービスなどを活用しますが、 る後に受託者から受益者に分配(振り込み) 者の名義で開設する口座で受け取り、 えるという手間が発生します します。 アパートを信託すると、 ト管理と比較して管理する通帳が1つ増 実際には銀行の定額自動振り込み 賃料収入は受託 通常のアパ

# ②信託終了時の問題

状態で受託者が売却することで、 免許税が課されます。 所有する状態にした場合、 信託を終了してアパートを資産保有会社が 終了を迎えることを想定しています。 得税や登録免許税を回避した状態で信託 資産税評価額をもとに不動産取得税と登録 三者に売却する場合には、 この手法を用いた後に、 なお、アパ その時点の固定 信託を設定した 何らかの理由で 不動産

深谷陽次郎

平成12年北海道大 学経済学部卒。平成 22年オランダ Rotterdam School of Management MBA取得。大手証券 会社在籍中に公認会 計士資格を取得、そ の後外資系保険会社

での勤務を経て、平成25年に公認会計士及び税 理士として独立開業。㈱つなぐ相続アドバイ ーズ代表取締役、シニア・プライベートバン カー(公益社団法人 日本証券アナリスト協会認 定)、(一社)家族信託普及協会会員

新しい相続のカタチ・家族信託や相続対策のことなら ㈱つなぐ相続アドバイザーズ

①管理の手間

〒060-0002 札幌市中央区北2条西9丁目1番地 Wall annex **☎011-557-8914** HP www.tsunagu-s.jp 深谷陽次郎 (公認会計士‧税理士) 代表取締役 (略歴等は左欄をご参照ください)

#### メンバー紹介



弁護士 荒木俊和 (あらき・としかず)

2005 年 一橋大学法学部卒 2008年 東京大学法科大学院修了 2014年 アンサーズ法律事務所設立



#### 業務内容

家族信託を活用した 資産承継コンサルティング 収益不動産の管理運用支援 遺言書の作成支援 任意後見制度活用の支援

司法書士 白木

(しらき・あい) 2002 年 北海道大学文学部人間システム 科学科卒 (公社) 成年後見センタ-リーガル・サポート会員